

# 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

## 1 現状（平成19年4月1日現在）

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全体	3人	52.8	272,200	275,200	-	-	-	-
事務補佐員	1人	42.8	219,200	228,100	用務員	55.7	189,600	1.2
給食員	1人	56.3	225,400	225,400	調理士	43.7	260,700	0.9
学校給食員	1人	59.4	372,100	372,100				1.4

「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員については、退職不補充とし臨時職員等を活用します。

## 3 具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同等となるよう、適正な給与等への改正を実施します。

平成19年4月現在、技能労務職員3人が在職していますが、平成20年度末までに1人定年退職を迎えることから、今後は、新規の技能労務職員を採用せずに臨時職員等で対応する計画です。

## 4 その他

平成19年4月1日現在の技能労務職員は、3人従事している状況で、職種としては、事務補佐員1人、保育園の給食員1人そして学校給食に1人配置しています。

学校給食については、現在3人体制（内、常勤臨時職員2人）で生徒、児童及び職員に対し概ね1日当たり250食分の賄いを行っています。また、給食配送業務については、既に民間委託をしています。

また、保育園の給食については、現在2人体制（内、常勤臨時職員1人含む）で概ね1日当たり80食分を賄いをしています。給食配送業務については、学校給食と同様民間委託をしています。

今後の取り組みとして、学校給食については、一部民間委託の形態を全ての業務に民間委託の検討を行います。

また、保育園についても一部民間委託していますが、民間委託可能な業務については、積極的に民間の委託に向けて検討を行います。